

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十七年六月二十四日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第三百八十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」といふ。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年六月二十四日

岐阜県告示第三百八十八号

告 示

一 知事指定薬物の名称

1 「(四) クロロ一二・五ジメトキシフェネチルアミノ)メチル」フェノール及びその塩類（通称名：五C NBOM）

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十七年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 筆

平成二十七年六月二十四日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社